



事業承継税制の政策目的と効果について

令和 8 年 10 月 9 日
日本税理士会連合会
調 査 研 究 部

1 「政策効果」以前に、制度目的を問い直す

相続・贈与という一時点の課税に、事後的な経営成果を求めることは適切か。

この税制が着目する場面

相続・贈与
= 株式の所有権が移転する
「ある一点」

時間軸・因果関係に
ズレが生じやすい



評価指標として置かれがちなもの

雇用確保を前提とする
経営パフォーマンス
生産性の向上
成長投資

制度の目的に対し効果が生じにくい一因ではないか

2 雇用確保要件について

雇用の受け皿という中小企業の役割はこれからも大きいが、その目的を、従業員の人数の維持という特例要件でカバーするのは適切か。

制度趣旨

中小企業は
あらゆる層の
「雇用の受け皿」

この価値は重要

経営環境の変化

人手不足
採用難
IT化・省人化

「維持」で精一杯の企業も

要件の再設計

雇用の趣旨は維持しつつ

「従業員数 8 割維持」等
の固定的な要件は
現状に合わせて見直す

要件は時代に合わせてリニューアルすべき

3 日本税理士会連合会が考える制度目的の置き方

「経営成果を上げた企業を優遇する制度」ではなく、「事業継続に不可欠な資産を守る制度」へ。

従来目的設定

事後的な成果

雇用確保を前提とする
経営パフォーマンス向上
生産性向上
成長投資

目的を再設定



日税連が重視する方向性

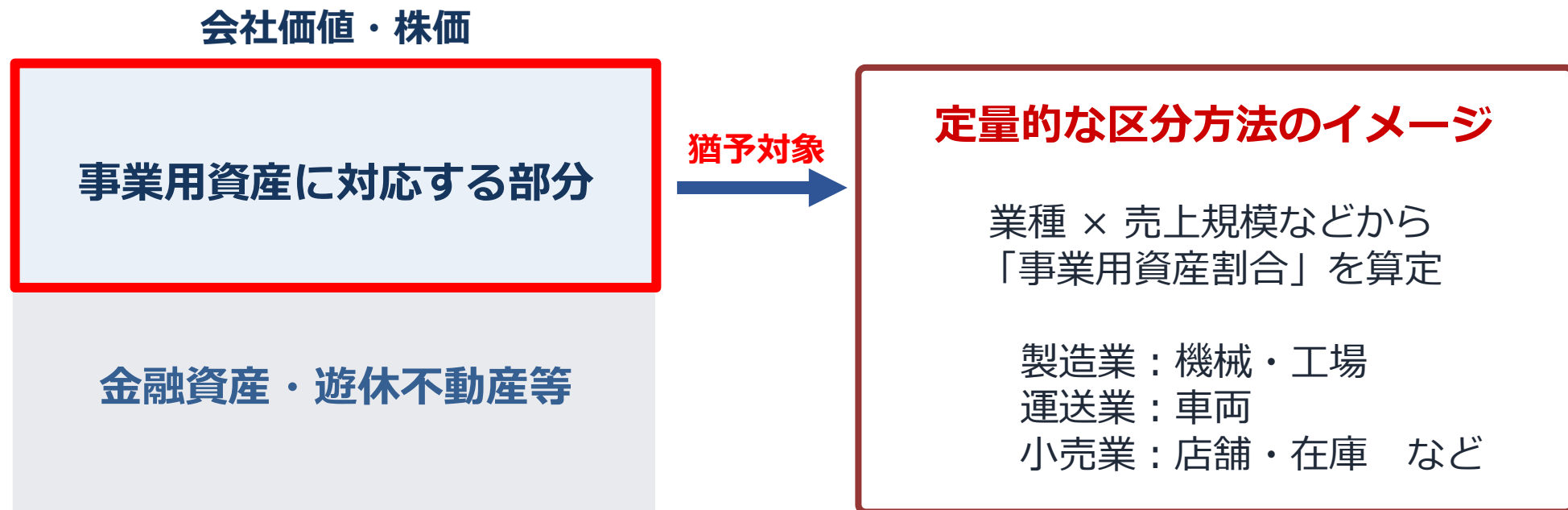
承継時の支障への対応

事業展開に必要不可欠な
「事業用資産」に対応する株価に
一定の租税特別措置

「達成度が低い」のではなく、そもそも「特例の必要性を言い表す目的設定だったのか」を検証する

4 建議① 猶予対象を「事業継続に必要な部分」に絞る

金融資産や遊休不動産まで一律に猶予するのではなく、必要最小限の範囲を定量的に設定。



定性的な資産判定を避け、制度の簡索性との両立を図る

5 建議② 長期の猶予管理から「一定期間後の免除」へ

「世代を超えて続く猶予制度」から「一定期間で完結する制度」へ。

現行制度の負担感

世代を超えて続く納税猶予
〔 贈与税猶予 → 相続税猶予 〕
→ 次世代へ猶予税額が承継

農地などとは異なり、企業は経済環境に応じて、事業内容、設備投資、保有資産、雇用構成が常に変化

→ 必要な企業ほど
利用をためらう



提案する考え方

相続・贈与から一定期間
実際に事業を継続し
一定の要件を満たした場合

→ 猶予税額を免除

一定期間の事業継続を確認した上で、制度を完結させる

6 新しい事業承継税制の基本設計

① 適正評価

株価は適正に評価する

② 必要最小限

非事業用部分は対象外

③ 制度を完結

一定期間の事業継続を確認後、猶予税額を免除

「事業継続に支障が生じるような課税について、必要最小限の救済」

株主を守る制度

株価全体への着目

株価が高い



税負担を広く猶予



事業を守る制度

事業継続への着目

株価を構成する部分のうち
「事業に不可欠な部分（事業用資産）」
に特別措置

株価は適正に評価する。

その上で、どの部分に特別措置を講じるべきかを考える。